



お知らせ

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金

7月下旬に申請書等を送付

国税務課 税務係 ☎65・1076

消費税率が引上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、給付金が支給されます。

桂川町では、支給対象と思われる方に申請書などを7月下旬に郵送しますのでご確認ください。

【申請先】 平成27年1月1日に住民登録のある市町村

【申請方法】 郵送または窓口で申請

【申請期間】 8月1日～平成28年2月1日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※市町村によって申請方法・期間などが異なりますので、詳しくは申請先の市町村にお問い合わせください

【臨時福祉給付金】

対象	給付額
平成27年度分町民税（均等割）が課税されていない人	支給対象者1人につき6,000円

※課税されている人に扶養されている場合や生活保護受給者などは対象外



お知らせ

後期高齢者医療制度からののお知らせ

後期高齢者医療制度

被保険者証などが更新

国 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

8月から被保険者証が新しくなります

現在使用中の被保険者証（水色）は、平成27年7月31日までの有効期限です。

8月1日から使用できる新しい被保険者証（青色・有効期限は平成28年7月31日まで）を、7月下旬に郵送します。

8月1日以降に受診する際は、新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。

※7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合はお問い合わせください

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。判定基準は下表で確認ください。

後期高齢者医療制度の自己負担割合

負担割合	判定基準
3割負担	同一世帯の被保険者の中に町民税の課税所得額が145万円以上の人がある
1割負担	上記以外の被保険者

※3割負担と判定された場合でも、要件により、申請することで自己負担額が1割となる場合があります（対象者には通知を送付します）

8月に減額認定証が更新されます

現在使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成27年7月31日までの有効期限です。

減額認定証を持っている方で、平成27年度の町民税が非課税の世帯の方には、8月1日から使用できる新しい減額認定証（有効期限は平成28年7月31日まで）を、被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

【減額認定証とは】 医療機関に提示すると医療費が自己負担限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担が減額されます

【交付の対象】 世帯全員が町民税非課税である人

【その他】 新たに減額認定証の交付を希望する場合は、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください